

# コール・ロータスOB会 規 約

(名 称)

第1条 本会は、コール・ロータスOB会と称する。

(目 的)

第2条 本会は会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(会 員)

第3条 本会は岡山大学男声合唱団コール・ロータスのOB並びに役員会で認められたものをもって構成する。

(役 員)

第4条 本会に次の役員をおく。

- |           |     |
|-----------|-----|
| (1) 会 長   | 1名  |
| (2) 副 会 長 | 1名  |
| (3) 監 査 役 | 1名  |
| (4) 事務局長  | 1名  |
| (5) 会 計   | 1名  |
| (6) 理 事   | 若干名 |

2 役員任期は原則5年とする。ただし、再任は妨げない。

(役員職務)

第5条 役員は、それぞれ次の業務を掌る。

- (1) 会長は本会を代表し、総会の招集を行う。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長と共にOB会を主導する。
- (3) 監査役は会計監査を行う。
- (4) 事務局長は理事及び幹事を統括し、会務を処理する。
- (5) 会計は会計事務に従事する。
- (6) 理事は事務局長を補佐する。

(幹 事)

第6条 各世代の意見を代表し、担当会員との連絡業務を掌る幹事をおく。

(会 議)

第7条 本会の会議は、総会、役員会、その他会長が必要と認めた委員会とする。

(総 会)

第8条 本会の最高議決機関を総会とする。

- 2 総会は年1回開催する。
- 3 総会は出席会員の過半数の同意により議決する。
- 4 総会の議長は事務局長が務める。
- 5 会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

6 総会に付議する事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 予算決算に関する事項。
- (2) 規約の改正に関する事項。
- (3) 役員の承認に関する事項。
- (4) その他重要な事項。

(役員会)

第9条 総会に次ぐ本会の議決機関を役員会とし、役員及び幹事をもって構成する。

- 2 役員会は会長が必要と認める場合に召集する。
- 3 役員会は役員の2分の1以上の参加で成立する。
- 4 役員会は出席者の過半数の同意により議決する。

(会計)

第10条 本会の経費は、会費及び寄付金をもってあてる。

- 2 会員は、会費として次の金額を拠出する。

年会費 2,000円

- 3 本会の会計年度は、原則毎年1月1日から始まり当年の12月31日に終わる。

(慶弔)

第11条 OB会員本人及びその家族(配偶者、実父母、同居の父母、子女等)が死亡したときは、OB会から弔電を送る。

- 2 OB会事務局が、OB会員から連絡を受けたときに、速やかに実施する。
- 3 弔電以外に特別に慶弔、見舞い等が必要と認められる場合は、役員会にて決定する。

(特例事項)

第12条 本規約に記載されていない事項については、役員会で協議する。

(附則)

- 1 この規約は、2008年1月19日から施行する。
- 2 「第10条第3項 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。」を改正する。この規約は、2010年1月16日から施行する。
- 3 第11条を第12条に改め、第11条に慶弔規定を設ける。この規約は、2014年1月25日から施行する。
- 4 第10条の会計年度の規定に「原則」を追記する。この規約は、2016年12月17日から施行する。

以上